

2020年度 京都精華大学短期奨学貸付金制度 申請要項

本学では、学生生活を送る上で、生活費の不足や医療費等の緊急の出費など、やむを得ない場合に、無利子で貸付けを行う短期奨学貸付金制度を設けています。

新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化していることから、2020年度については貸付上限額を100,000円まで引き上げ、あわせて通常6ヵ月以内となる返済期日についても、延長措置を行うことになりました。

貸付は以下要項にて随時受け付けていますので、貸付を希望する方は学生支援チームへ手続きをしてください。

1. 貸付資格

- ・ 本学に在学する学部及び大学院の正規学生（聴講生および研究生は除く）
- ・ 学生生活維持のために緊急の出費を要する学生

2. 貸付金額

年度ごとに一回限り100,000円を限度とし、10,000円単位で貸付けします。

3. 申込方法

- ・ 所定の申請書および借用書、振込依頼書に必要事項を記入し、学生支援チームにメール添付（gakusei@kyoto-seika.ac.jp）で提出してください。
- ・ メールでの貸付決定通知を確認後、印刷した申請書および借用書、振込依頼書に捺印し、原本を学生支援チームまで郵送してください。

※ 申請には連帯保証人（本人の父母、またはこれに代わるべき者で、独立の生計を営む者）の記名・捺印が必要です。申請者が下宿生である等のやむを得ない事情により、申請書及び借用書への連帯保証人の捺印に時間が要する場合は、後日に押印し提出することを特別に認めます。

4. 選考方法

提出書類をもとに審査します。

5. 採用人数

不定

6. 貸付金の交付

提出された申請書にて選考し、貸付け可否をメールにて通知します。

申請書および借用書等の原本到着後、1週間以内を目途に指定口座へ振込みます。貸付は無利息とします。

7. 返済方法

- ・ 2020年度末(2021年3月31日)までに、申請書に記載する計画にもとづき返済してください。当該年度に卒業または修了年次を迎える者にとっては、卒業・修了式の前日までに返済することとします。
- ・ 経理チーム窓口(本館4F)または以下の指定口座へ振込(手数料は借受人負担)にて返還してください。

◎指定口座

みずほ銀行 京都中央支店

預金種別：普通

口座名義：ガク)キョウトセイカダイガク

口座番号：1451263

8. 利用に関する諸注意

- ・ 本制度にて貸付中の学生は、返還完了まで再貸付することはできません。
- ・ 休学中の学生は本制度に申請することはできません。
- ・ 貸付金返還中に休学または退学・除籍等で離籍となった時は、未返還額の全額を直ちに一括返済しなければなりません。

問い合わせ窓口

京都精華大学 学生グループ 学生支援チーム

〒606-8588 京都市左京区岩倉木野町137

TEL：075-702-5101／FAX：075-702-5390

gakusei@kyoto-seika.ac.jp